



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年6月7日火曜日 第1665号

## ◇ 目次 ◇

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... 619

### 告 示

特約業者の指定の取消し..... 619

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 619

土地改良区の定款変更の認可（21件）..... 620

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 621

保安林の指定..... 621

愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 622

開発行為に関する工事の完了..... 622

### 監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... 622

### 任 免 辞 令

公営企業任免辞令（2件）..... 622

## 規 則

### ○愛媛県規則第53号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（その5）漁家生活に関する普及活動を行う改

良普及員の意見の項中「漁家生活に関する普及活動を行う改良普及員」を「水産業普及指導員又は水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う普及指導員」に改め、同様式（その6）漁家生活に関する普及活動を行う改良普及員又は水産業改良普及員の意見の項中「漁家生活に関する普及活動を行う改良普及員又は水産業改良普及員」を「水産業普及指導員又は水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う普及指導員」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第2号（その5）及び同様式（その6）の規定により提出された書類とみなす。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1193号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
近海石油株式会社 代表取締役 近藤功平	今治市池堀一丁目1番2号	平成17年 5月31日

### ○愛媛県告示第1194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
コープ余戸	松山市余戸南四丁目19-35	駐輪場の位置	店舗南東側	店舗東側	平成17年 6月6日	平成17年 5月17日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町北方土地改良区（新名称・東温市北方土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町吉久土地改良区（新名称・東温市吉久土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町奥松瀬川土地改良区（新名称・東温市奥松瀬川土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町松瀬川土地改良区（新名称・東温市松瀬川土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町揚畑田土地改良区（新名称・東温市揚畑田土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町保和土地改良区（新名称・東温市保和土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川内町南方土地改良区（新名称・東温市南方土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町志津川土地改良区（新名称・東温市志津川土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町田窪土地改良区（新名称・東温市田窪土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町下林上土地改良区（新名称・東温市下林上土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町樋口土地改良区（新名称・東温市樋口土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町北野田土地改良区（新名称・東温市北野田土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町西岡土地改良区（新名称・東温市西岡土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町牛渕上井手土地改良区（新名称・東温市牛渕上井手土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町牛渕下井手土地改良区（新名称・東温市牛渕下井手土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町南野田土地改良区（新名称・東温市南野田土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町下林下土地改良区（新名称・東温市下林下土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町北吉井土地改良区（新名称・東温市北吉井土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町見奈良土地改良区（新名称・東温市見奈良土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町上村土地改良区（新名称・東温市上村土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信町上林土地改良区（新名称・東温市上林土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1216号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野田地区）計画書の写し
- (2) 土居町長津土地改良区定款の写し

## 2 縦覧期間

平成17年6月8日から7月5日まで

## 3 縦覧場所

四国中央市役所

## ○愛媛県告示第1217号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・津根地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・津根地区）計画書の写し
- (2) 土居町長津土地改良区定款の写し

## 2 縦覧期間

平成17年6月8日から7月5日まで

## 3 縦覧場所

四国中央市役所

## ○愛媛県告示第1218号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林の所在場所  
西条市藤之石字両瀧辛 153、辛 157、字雄岩屋辛 154
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所  
新居浜市大生院字シシゾラ2107の1から2107の18まで、字トラセヲ2108の1、2108の4から2108の6まで、2108の8から2108の11まで、2108の13から2108の15まで、2108の17、2108の20から2108の23まで、2108の26から2108の28まで、2108の30から2108の40まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1219号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
単流 馴合川	右岸	今治市大字高部字旭方乙 117 番 5 地先から同市大字高部字柳ヶ内 161 番地先まで
	左岸	今治市大字高部字長谷 358 番地先から同市大字高部字高部下 12 番 3 地先まで
支流 延喜川	右岸	今治市大字延喜字加美甲 569 番地先から同市大字延喜字深田甲 757 番 2 地先まで
	左岸	今治市大字延喜字横田甲 452 番 1 地先から同市大字延喜字辻甲 387 番 1 地先まで

○愛媛県告示第1220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第12号 平成17年5月27日	東温市北方字中村甲2530番2、甲2529番2及び甲2529番7	松山市桑原七丁目6番45号 野中知子

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年6月7日

愛媛県監査委員 吉久 宏  
 同 壺内 紘 光  
 同 玉井 実 雄  
 同 竹田 祥 一

包括外部監査人佐伯直輝の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏名	住所	
中田 ちず子	世田谷区瀬田五丁目7番19号	平成17年6月7日から平成18年3月31日まで
吉川 了平	京都市中京区西ノ京小倉町1番地	平成17年6月7日から平成18年3月31日まで

山崎 誠	伊予市本都508番地	平成17年6月7日から平成18年3月31日まで
山田 智章	松山市志津川町130番地1 プライムシツカワ206号	平成17年6月7日から平成18年3月31日まで
荻家 秀範	松山市石手四丁目4番17号	平成17年6月7日から平成18年3月31日まで

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 二宮 恵子  
 同 平田 敏彦

願により本職を免ずる（各通）

愛媛県技術吏員 村田 紀子

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

○公営企業任免辞令

6月1日

長谷部 昌

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(一)2級を命ずる  
県立中央病院内科医長を命ずる

横 田 吾 郎

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(一)2級を命ずる  
県立中央病院小児科医長を命ずる

森 實 岳 史

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(一)2級を命ずる  
県立中央病院外科医長を命ずる

(県立中央病院)

田 中 正 道

(同)

川 中 崇

(同)

藤 方 史 朗

(県立三島病院)

西 庄 佐 恵

(県立南宇和病院)

松 野 裕 介

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(一)1級を命ずる  
技師を命ずる  
(頭書)勤務を命ずる(各通)

